

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国税庁課税部酒税課)

項 目 名	日本酒造組合中央会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長											
税 目	登録免許税											
要 望 の 内 容	<p>日本酒造組合中央会が行う信用保証事業に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の軽減措置の適用期限を現行の軽減割合を維持しつつ2年間延長する。</p> <p>(本則 4/1,000 ⇒ 1.5/1,000) (関係条文) 租税特別措置法第 78 条第 2 項第 4 号</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">-</td> <td style="width: 20%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">(</td> <td>- 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">(</td> <td>- 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	(- 百万円)	(改正増減収額)	(- 百万円)
平年度の減収見込額	-	百万円										
(制度自体の減収額)	(- 百万円)										
(改正増減収額)	(- 百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）に基づいて設立された日本酒造組合中央会（以下「中央会」という。）は、清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和 45 年法律第 77 号）に基づき、信用保証事業を実施している。当該事業は、清酒製造資金の融通の円滑化等を図り、もって清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的としている。</p> <p>この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、清酒製造業者に過度の負担を与えることなく資金の円滑な融通を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>清酒製造業者は、長期にわたる需要低迷により、その経営環境は極めて厳しく、清酒製造業者の経営基盤の安定に資するためには、清酒製造資金の融通の円滑化を図る必要があるが、そのためには、信用力の脆弱な清酒製造業者が融資を受ける際、中央会の債務保証により、その信用力を補完することが必要である。</p> <p>抵当権の設定登記を行う際に登録免許税の軽減措置を講ずることは、中央会の債務保証を受けるため担保提供を行う者の担保提供を容易にし、その融資時における清酒製造業者の負担を軽減することとなり、資金の融通の円滑化を図ることができるとともに、担保を求め抵当権の設定登記を行うことは、中央会の信用保証事業の健全性確保にも資することができる。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達 (清酒製造業等の安定に関する特別措置法)																										
		政策の達成目標	清酒製造業者の清酒製造資金の融通の円滑化を図り、経営基盤の安定及び酒税の確保を目的とする本要望の性格上、達成目標を示すことは困難であるが、清酒製造業者の経営基盤の安定及び酒税の確保といった政策目標の実現に向け、着実に施策を推進していくこととする。																										
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	2年間の延長 (令和7年3月31日まで)																										
		同上の期間中の達成目標	—																										
	政策目標の達成状況	—																											
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度 2件 8万円 令和5年度 2件 8万円																										
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本要望の性格上、直接的な効果を示すことは困難であるが、信用力が脆弱である清酒製造業者は、この軽減措置もあり中央会の債務保証が受けられ、清酒製造のための資金調達が図られることにより、清酒の製造を行い、酒税の確保が図られる。</p> <p>中央会の債務保証を受けるため登録免許税の軽減を受け担保提供した者に係る債務保証額及び酒税の課税額は以下のとおり。</p> <p>○ 登録免許税軽減を受けた者の債務保証の引受実績 (単位: 者・万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27~R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録免許税の軽減を受けた者数</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>債務保証額</td> <td>6,480</td> <td>2,475</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 登録免許税軽減を受けた者の酒税課税実績 (単位: 万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27~R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録免許税の軽減税額</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>酒税課税額</td> <td>4,879</td> <td>1,527</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H25	H26	H27~R3	登録免許税の軽減を受けた者数	4	2	—	債務保証額	6,480	2,475	—	年度	H25	H26	H27~R3	登録免許税の軽減税額	20	8	—	酒税課税額	4,879	1,527	—
		年度	H25	H26	H27~R3																								
		登録免許税の軽減を受けた者数	4	2	—																								
	債務保証額	6,480	2,475	—																									
年度	H25	H26	H27~R3																										
登録免許税の軽減税額	20	8	—																										
酒税課税額	4,879	1,527	—																										
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																											

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>中央会と同様に公的な信用保証事業を行っている信用保証協会、農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金、漁業信用基金協会についても、抵当権の設定登記等の税率の軽減が措置されている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成 25 年度 4 件 20 万円 平成 26 年度 2 件 8 万円 (平成 27 年度以降は実績なし。)</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>融資時における清酒製造業者の負担が直接的に軽減されることとなり、政策目的である清酒製造資金の融通の円滑化を図ることに資すると認められることから、本措置による税制面からの支援は有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 53 年度に制度が創設された。 昭和 54 年度以後、2 年毎に延長を要望している。</p>	